

特36

578

浄玻璃にて見たる天理教

全

014128-000-8

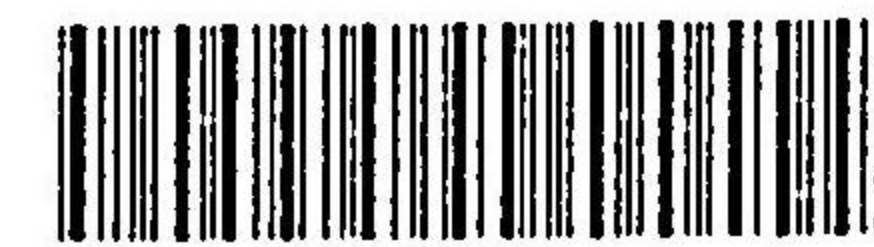
特36-578

浄玻璃にて見たる天理教

永田 三策/著

M35

ABB-0401



はし  
かき

天理教の妖教たるは世既に定論あるも彼は努めて其表面を  
金玉にして識者の非難を免れ居れり然れども一旦蓋をこり  
て其中を改むれば恰も百鬼夜行の夫れと齊しく醜陋殆んど  
目を掩ふに耐へず今や朝野に宗教法案の呼聲高く早晚之が  
制定を見るべく其結果かゝる妖教淫祠の必然淘汰せらるゝ  
の日あるべしと雖儲氣の毒なるは何にも知らぬ同胞が無慘  
々々一生を誤るもの多く夫迄呆氣羅漢として空敷已むべき  
にあらず且つは金玉の皮相に誤られて該法案の眼より洩れ  
ようも知れぬ故今の内に彼れが借着的看板を引べガシ赤裸



二  
々の眞正体を露はして朝野の参考に供し置くは社會のため  
必要事なりと信じて疑はざるなり不肖魯鈍生來文に倣はず  
しかも一片の至情抑へんとして禁ずる能はず敢て秃筆を呵  
しなすりつけたる次第讀者幸に諒焉

明治三十五年七月

著者しるす

### 凡例

- 一本文中引用したる公文には片假名を用ひあり
- たるも印刷の都合により平假名を用ひたり
- 一本文中十柱の神の御名はたゞ彼等の云ふがま  
ゝの順序により筆記したるまゝを載す
- 一本文中○を附したるは彼等の常に口にする處  
而して中山美岐の著したる御神樂歌と云へる  
本にもしるしある文句あり

# 淨玻璃にて見たる天理教

## 第一章 天理教

天理教は大和丹波市在三島に於て誕生したり初めは稻荷下若くは巫子然たる一種の妖術たるに過ぎざりしも明治二十年始めて其筋の公認を受け神道の一派として顯はれたる以來茲に十有五年恰も一瀉十里の勢を以て四方を席捲し今や八丁四面の邸宅儼然として雲に聳ゆる二萬の教師を養ひ二千有餘の分支教會布教所を操縦して無慮三百萬の信徒を支配するに至れり嗚呼また盛ならずや立教後彼れが如く速に成功したるもの教界廣しと雖蓋し稀に見るところ今將た二十五萬圓の基本を以て天理教校を設立し廣く同門子弟を教養し益々進で護法布教に努めんとす而して濟々たる名門學者之が後援を爲すと聞けば同教の前途亦た多幸なりと云ふべきのみ請ふ吾人をして更に今一たび同教の盛事を説か

しめよ

みちのことも云へる雑誌第百貳拾貳號(三十五年二月十五日發行)は報道して曰く

諸陰曆正月四日の御鏡聞きより八日の御節會の終りまでの盛況は過る一年の間に御道もいや廣がり信者もいや増しに増したれば夫に准して各分支教會出張處布教所より供へられたる御鏡餅は去年より石數にして二十石を増加して百七十石の多きに及び御神酒も亦二十余樽を増加して六十餘樽に及び信徒の各地方より參列する者も其數何千人を増加し陰曆正月四日の御鏡聞きより五日三島の里人の饗應六日七日八日三日間の信徒の施與に至るまで非常なる盛況を極め(中略)節會式五日の間各地方より集まつた信徒諸氏の内で篤志を以て周旋の勞を執つた者六百九十一人之れを部分すれば神酒掛り四十三名肴掛り二十一名給仕二百七十九名餅焼二百六十八人煮炊八十名是に御本部及び各分支教會等事務所に常詰めせる人々數百名が

共に事に當つてゐるので無慮一千餘名の人午前五時六時より午後の三時四時まで周旋奔走寸時の暇なきまで否目の廻る程忙かしい思をされて働くのでありますから其施與に預かる信徒諸氏の員數のおびたゞしいのが推測られます

今一事盛況の一斑を窺はれるのは前に掲げた百七十余石の御供ご五十餘樽の神酒の外に肴の料に用ゐられたる昆布は五十貫目以上牛房は十三駄以上ソレモ昆布は小さく切り一枚牛房は拍子木に切りて煮たもの一本つゝを信徒一人に施與されるのであります何とおびたゞしいものではありませんか云々

みちのこともといへるは天理教の機關誌たるを以て故らに棒大に吹聴するは免るべからざるころなるも事實苟も之れが半に當るものありとせば豈又驚くべきの數にあらずや然り何とおびたゞしいものに相違無之候然らば吾人は此盛況に目眩すべき歟將た耳を洗ふて之れが教法を

聞くべきか之れを一般教家に問へども應へず去て佛門に質せども亦之れが答を得ず忽地天に聲あり宜すらく汝知らずや今や多數教家は午睡酣なり特に佛教徒の如きは釋氏の枯骨を負ふて宗教法案を夢みつゝありと又曰く見よ彼れ佛徒が夢より出で、顔を洗ふ時其手に載せられたる佛の利劍は遂に法敵退散の用をなさずして却て彼れ自殺の用に供せらるべしと吾人は此聲の當否を知らず而も十萬の教家就中八萬の僧侶中一人の慷慨家なく空敷自家の領分を天理教の奪掠に放任するの陋態を憫まずんばあらざるなり

偕も八丁四面の邸宅を扣へ二千有餘の分支教會布教所を有し無慮三萬の信徒を支配する天理教が僅々十五ヶ年間に於て如何にして斯く迄人心を收攬したるものあるや其教法の實質如何其社會に及ばず教法關係は果して如何今日之れが研究を遂ぐるは時節柄頗る趣味多きことなりと信ずるが故に身の不肖を願みず自ら進で之れが真相を披き以て世

上の一瞥に供し識者に向て其是非の教示を乞はんことを欲す

## 第二章 天理教の成立

天理教の公然社會に産聲を擧げたるは曩に述べたる如く實に明治二十年のころあり然れども這是頗る難産にてありき更に其真相を穿てば天理教なるものは全くのかへ玉にて實は天輪教といへる死産兒の身かわりに育て上られたるいとも不思議の私生兒なりごうでもしんくするならばこゝろをむすばやないかいなと云ふが如き至極卑近なる考より初まりしも隴を得て蜀を望むの慾望漸次發展せられ遂に天輪教として其筋に教會組織を出願するに至りしなり然れども教理淺薄加ふるに其主神と定めたる十柱の神にも一二の間違等ありて書類を却下せらるゝの非運に逢ひしなり如何に狼狽へたればとて我守本尊たる主神の名に措誤あるが如きは恰も山の神が亭主を取違へたるに齊しく其野呂さ加減測量しがたく教法呼はりも片腹痛き沙汰といふべく所謂其教への道と

いへるも大概推して知るべきことにあらずやかくて天輪教といへるは世の嗤笑となりて全く死亡したるを世はさまざま底には底あり蓋もありて天一坊なれば山内伊賀之亮も稱すべき一二策士の手によりて主神の名の誤謬を訂し明治三年の御詔勅にして有名なる三條の教憲に天理人道に合しとあるを見出し且つは此天理といへるが國音天輪に似通ふの故を以て鬼の首でも取たる如く歡こび直ちに天輪を天理と改めサモ勿体らしく教規をも改めて神道管長稻葉子爵に泣つき神道一派として漸やく其筋の公認を受くるに至りしものあり如此天理教は其出産に於て既に種々面倒ある手術を要したりと雖産の兒は却て達者なりと言ふ如く其無事發育するを見るに至り殊に其天輪の換玉たるに氣附くものなく能く今日の盛況を致したるは洵に勿卦の幸にて優曇華の花咲く春に遇たることち彼等の得意想像るべし

サテ三條の教憲中より天理の文字を拉し來りて巧に世人を瞞着したる

策士一輩の細工は確に効を奏したる如しと雖素より其外部の粧飾に多少の小刀を加へたるのみ其内容は依然たる天輪教にて早く云へば其筋を欺き認可を得たるも同斷あり何となれば曩に其筋が教會組織の願書を却下したるは天輪と云へる教の内容に於て不條理不適法なるを認めたればあり然らば此實體を改めざる限りは假令出願何回に及ぶも之に向て認可を與へらるべき謂れなし然り此處策士等が工夫惨淡の幕所謂頭痛鉢巻を要したるところにして則ち從來の弊を改むべく粧ひなし全くは自己と縁遠き寧ろ或点に於ては正反對なる神道教規などを擔き出し惟神の大道を明にするじやの皇室の尊嚴を擁護するて候のご百事よいことづくめの体裁を粧ひ茲に始めて其筋の公認を受たるものなればなり然らば認可を受たる後の天理教は果して其筋が趣意書教規等を調査し公害なしと認めて認可を與へたるが如く適理適法のものなりやと云へば決して然らずして始め其筋が不條理不適法なるを以て願書を却

下したる時と同じく實質に於て毫も異なる處なく單に天輪を天理こよみ換たるに過ぎざりしあり見よ彼等は口にこそ立派に天理々々こ稱し居るも其内容は依然たる天輪教にて惡しきを拂ふて助け玉へ天輪王の尊と尙愚にもつかぬ天輪味はりを續け居るにあらざるや論して茲に至れば當該官廳は當時彼等に一杯を喰はせられたるものこ云ふべく又彼れ天理教は羊頭を掲げて馬肉を賣るものこ云へきのみ

### 第三章 教祖中山みき 附全人の墓

天輪王の主唱者天輪教の發頭人は三島の百姓善兵衛が女房中山みきこ云ふ婆さんなり此おみき婆の人格品性及一代の行跡等は具さに調査し置たるも是だけは聊か思ふ仔細もあり且つは死者を鞭うつ所の嫌ひもあるゆへ暫らく高閣に束ねおきこゝにはちよこはあしかみのゆうここきいてくれあしきのここわわわんでなこ云ひこのたびわかみがおもてへあらはれてなにかいさいをこさかすこて途轍もなき言を並べ自ら神

様こ唱へ居たる三島の百姓中山みきは由來天理教の教祖として今は眞道彌廣言知女命こ改名して長へに十千萬百の人より三拜九拜を受る尊とき御身分となり濟し玉ふこ云ふ事だけを紹介し置き全人の墳墓につき現任天理教會長中山新十郎の非行に言及する處あるべし

源本追遠のためせめては先人の墓標なりこもなる丈の誠を盡して祀りたきは子孫の至情なれば或程度迄は鄭重にすること素より不可なしこ雖故らに身分を超へて其榮域を廣大にし莊嚴を装ふて不當の外觀を衒ふは却て死者を辱かしめ世道人心に害あるものこ云ふべし況んや其墓標が全く景慕の本旨を失へるものたるに於てをや

三嶋北に去る凡そ三丁豊田山巔幽邃滴るの處善美を盡したる一基の墓標あり北域數丁步蓋し輪奐の美王公貴人の墳墓を凌ぐこ遠し這は是天理教の製造元俗名中山みきの臭骸を歛むる處而して全教の頭領新十郎が商賣の招牌否寧ろ資本こして大枚なる金を投して造作したるもの



なり見よ如何に天理教が此墓標を利用しつゝあるかを見よ！見るもの  
其實力(實は金力)に目眩めき茲に一種崇高の感に打たれ隨喜渴仰の涙  
を流して迷信に陥るもの其數豈啻に千百にして止まらんや其未見ざる  
者も見たる話に魅入られて信仰の念を起すもの比々皆然らざるはなく  
東京の眞只中白晝野鄙極まる神樂歌を耳にし千島の奥さては臺灣の果  
迄も時として怪しげなる手古舞を見るに聞けり誰れか知らん其墓標の  
功能如斯現金あらむこは吾人は讀者と共に彼が大膽ある計畫及其細工  
の妙に驚かざるを得ざるなり然れども此墓標は天理教の罪惡を彰表す  
るものにて而も世道人心に危害を及ぼすものたるを認識するものなり  
請ふ左に之れが大要を述べん

墓地取締規則には墓標の制限を律せざる故如何なるものをも隨意に建  
設するも差構なきに似たりと雖這は其一族間の紀念に於てする身分適  
當の墓標たるを豫想したるにて公衆の參拜を期したる偉大特異なる場

合に思到らざりしのみ去れば規則に抵觸せざるの故を以て善良の習慣  
に反し身分不相應のものをも自由に建設し得るものこは解するを得ざ  
る也何をか善良の習慣と云ふ曰く我國には往古原葬の風ありしかば大  
化改新の始め墓陵の制を定められ外域九尋高五尋役夫一千人工事七日  
を以て最となし以下等殺して唯々地中に瘞むるを以て庶人の限りとな  
し給へり又齊明天皇の大葬に石槨を廢して原葬の風を矯めしより用ゐ  
て永制とあし元明天皇は詔して陵上に常盤木を植へ刻字の石表を建つ  
べきを以てせらる併し此石表とても高さ三尺濶さ二尺餘に過ぎず降て  
平安朝に至り詔して原葬を嚴禁せられ淳和上皇の如きは申すも畏こき  
事ながら茶毘の後御骨を大原野の西山に委棄せさせ給ひ以て薄葬の摸  
範を示したまひき爾後薄葬風をなし武門政權を握りたりし時代と雖未  
だかつて違ふものなく上下一和茲に善良の俗をなし來れりかゝる尊き  
沿革習慣あるにもかゝはらず百姓の分際としてあるまじき分不相應な

る石碑を立て規則に明文なしとして濟し顔なるは三百代人ならば率  
 知らず教尊職中の最大位を占むる大教正として甚だ怪しからぬ次第  
 にあらずや特に其墓を御たまやと呼ばしむるが如きは不遜の尤も甚だ  
 しきものありおたまやとは御魂屋と書し通俗に御廟所を指し普通の意  
 味に於て皇室由緒のもの又は神號を賜はり若しくは之に准すべきもの  
 に對して唱へ來る尊稱あり權兵衛其山妻を指して御臺所と云は、人其  
 狂愚を笑ふべし百姓の子其母の墓地に向て御たまやと呼ぶ殆んど之に  
 類して滑稽至極と稱すべく而も此名稱此墓標が先人景慕の誠に出たる  
 ものあらんにはまだしも恕すべき處なきにあらざるも夫れが暗黙に商  
 賣のもてこあり世人を惑はすの資料として爲されたるものと云ふに  
 至りては洵に言語同斷の沙汰と云ふべし吾人は又更に甚だしき彼れが  
 惡徳を訴ふるの不得已ものあり曰く天理教は口に皇室を尊崇するも其  
 實は皇威を冒瀆し侮蔑するものあり見ずや彼教祖の墓地は山上にあり

て莊麗比なく神聖不可侵歴代の御山陵を恰も高處より眼下に見下すこ  
 とを余は本件に關して深く言ふことを好まず只彼れ天理教家の横暴此  
 の如く僭越斯の如く順逆を顛倒し臣子の本分に乖戾するも惟神の大道  
 皇室の尊嚴を表榜して世道人心を眩惑惡化する彼れの匪行を糺し同胞  
 と共に一片の血涙を濺がんご欲す

#### 第四章 天理教の主神天輪王

惡しきを拂ふて助け玉へ天輪王の尊…此天輪王は彼等が生命を托する  
 天理教の主神なり此天輪王を抜きにすれば天理教は一日も立行かぬな  
 り然らば天輪王とは如何なる神様かりやと尋ぬるに日本の歴史及支那  
 朝鮮はおろか東洋の歴史宗教史を普ねく涉獵するも天輪王なる名稱な  
 し恐らく世界の書籍にも全名の神様あかるべし彼等は曰く天輪王とは  
 すなはち國常立尊面足尊國狹槌尊月讀尊雲讀尊惶根尊大食天尊大戸辨  
 尊伊弉諾尊伊弉冊尊の十柱の神を總稱すと吁果して然るか然れども這

ば甚だ謂れなきことなり此十柱の神は日本の皇祖神國祖神にましまして天輪王とは稱し奉らす其稱號の出所は如何若しも彼等に於て叩りに此十柱の神に名稱を附加したるものこそすれば這は實に容易ならざる潜上の沙汰あり古人に向て稱號を與へ謚名を冠するは史家と雖亦敢てせざる處なり皇祖神國祖神に向て天理教豈獨之を爲し得るの理あらんや禮の檀弓に曰死謚周道也疏曰殷以上有牛號仍爲死後之稱周則死後別立謚云々また周禮春官太史曰小喪賜謚疏曰賜謚號制實始於周云々とあり我國に於ても周制に則り中古此制を立られたるものにて上御一人より賜はるの外みだりに庶人に於て之を爲し能はざるものなり天理教家が擅に之をなして恬然耻ぢざるは世に云ふ警者蛇に應ぜざるの類にて其愚遂に及ぶべからず而も其潛上の罪に至りては輕々に看過すべきことにあらず若し茲に狂人あり御歴代の至尊陛下に對し奉りて私に擬號を加ふるものありと假定せば果して如何天理教が皇祖神國祖神たる十柱

の神に天輪王の稱號を附與するも其爲すべからざるを爲すに於て則ち此匹儔を出でず不臣不倫七狀何を以てか能く名狀するを得ん此点に於て天理教は慥かに十柱の神を凌辱したるものと云ふべし斯くても尙惟神の大道を明にすと言ふを得るか又之を信者側より論評せん如何に聲を枯して助け玉へ天輪王の尊と絶叫するも十柱の神様には首肯し玉はざるべし試に隣家の何某に向ひ其ものが曾て知らざる他の名を唱へて連呼十回せよ其者は聲に應じて直ちに諸君の用を辨ずべきか之れ殆んど見易きの道理にあらずや諸君記憶せよ天輪王とは十柱の神の稱號にあらざることを斯く言へば或は云はん天輪王とは所謂教家理想の神にて世界唯一の神を指したるものなりと果して然らは何故に十柱の神を主神とはなしたるか何故に伊弉諾尊は種子伊弉册の尊は苗代月讀尊は眞骨つゝばり雲讀尊は飲食出入水氣あけざけを司り玉ふ等と夫々神の役割を説示するぞ彼等は更に教祖おみき婆の由緒談として説教

して曰く教祖在世の砌家貧ふして其日を送り難く出て隣家某に奉公す  
 主家に幼児あり痘瘡を患ふみき乃ち天輪王に祈るらく主家の幼児を助  
 けよ若し命數已に限りあらば質子二人の生命を以て之に換へ玉へこ神  
 即ちみきの祈願を受納あらせられみきの質子二人を天折せしめ主家幼  
 兒の病を平癒せしめられたりこ這は是おみき婆の一代記中第一の談柄  
こして常に説教者の口に上る處なりこ雖荒誕恰んご信するに足らせ何  
こなれば神は非禮を受け給はず若し二人の生命を以て一人に取換ゆべ  
き不條理なる祈願をすら受納される神ならんには人を殺すべく祈るも  
 亦其願を容らるべし天輪王こは如斯殘忍刻薄ある神なるか豈恐るべき  
 惡魔神にあらずや該身がわり談の如き神仙談として慥に愚民を欺くに  
 足るべしこ雖詮じ來れば毫も根據なき妖怪異説たるに過ぎざるなり之  
 を要するに宇宙に天輪王かく天理教に十柱の神なし天理教はかくの如  
 く其立教の根本に於て甚だしき欠陥あるを以て表面の体裁上皇祖にし

て又國祖たる十柱の神名を翫び故らに其布教の看板に使用して世を瞞  
 着するものにて天輪王こは畢竟おみき婆の噤語なるに過ぎず若し夫れ  
 強て天理教のかみなるものを求めば只單り膽振伊之吉あるのみ

### 第五章 天理教の活神膽振伊之吉

前章に於て天理教に主神なく十柱の神は天理教の看板に過ぎず若し強  
 て天理教の神なるものを求めば膽振伊之吉ある旨を述べ置たり此伊之  
 吉は宇陀の山中榛原奥の百姓兼山稼業者ありしも數十年前三島のさる  
 方へ小糠三合の婿養子に入込み大工こなりて漸く其日を送りて居たる  
 もの、よし廣くもあらぬ一村のよしみ洗つて行けばおみき婆とは多少  
 の廻縁なるより用いられて天輪王の賣出しに努め太鼓を叩き廻りて居  
 りしが漸次全教の盛大に赴くにつれ累進して今は本籍様こ立てられ活  
 神様こして常に信者より珍寶山海の御供物を供へられ御高座にて拍手  
 禮拜を受納する身分こはかり玉ひたり見よ彼れは常に十柱の神と道交

し神勅其身に下るこ稱して晝さなく夜となく怪しげなる舉動を演し如何はしき御託を信者に傳へ居ることを如何に愚物の多き世の中なれば  
 連山中の蛙切三島の大工が活神様になつたこは受取れぬ話とは現に彼れが經歷を知るものゝ一齊に認むる處なり見よ彼れは自家の勢力を示さんため天理教の布教所を宇陀の山中榛原郷なる自分の産地に説くべく企てたるは既に數年前かりき預言者郷に信ぜられざるの里諺に洩れず彼れの好評評と金力を以てするも幾度か失敗し幾度か蹉跌し僅かに一布教所設立の目的をすら數年の久しき達する能はざりしにあらざるや而して千辛万苦を積み數年を重ねたる本年二月頃やつこのこにて其筋の認可を受けたり嗚呼二萬の教師三百萬の信徒より生神として拍手禮拜を受けつゝある膽振伊之吉の神徳何ぞ夫れ如斯微弱なるや今彼れが産地に於ける布教所設立前後の村狀を叙するは頗る面白きこなるを以て事の序に一言記述する處あるへし

先是天理教會が其布教所を膽振伊之吉の産地に設けんこするや昨日今日まで對岸の火災視したる餘燼俄かに脚下に舞込たる如く村内稍や色めきたち自然村内にかゝる布教所の設立を見ん歎如何ある馬鹿者ありて彼れの術中に翻弄され祖先傳來の家産を傾け盡さんも計るべからずかくては村の福祉を傷け惹て一村の消長平和にも關する次第なりこて實に大要左の如き意味を以て全村一致の協議をおし規約を訂結するに至れり

- 一 天理教は有害なりと認むるを以て本村内に布教所の類を置かざるこ
- 一 本村民は天理教の信者こなるべからず但し親類縁者等の關係より已むを得ず全教に入るこありこも村社の氏子并に歸依寺の檀徒たる身分を棄てざるこ
- 一 天理教信者こは冠婚葬祭田植茶摘及頼母子講等を共にせざるは勿

論日雇及奉公人を雇用すべからざる事

但し従前より<sup>経緯</sup>経緯する頼母子講は此限にあらす

一此規約に背きたるものは村交際を謝絶すること

右は實に伊之吉の産地に於ける規約の意味を叙したるもの而して此規約は如今尙適當に實行せられつゝあるなり以て彼れ贈振伊之吉否な天理教の活神の眞價を推知するに足るべし

何事のおわしますかはしらねどもかたしけなさになみたこほるゝ

こは伊勢大廟を拜したる古人の感吟に候處阿呆らしさにこ改め候

はゞごんかものになり可申哉小生去る頃天理教會の本部を一見し

生神様ごか持て囃され候なにかしを垣間見てこの感をおこし申候

云々

こは孤庵大人の來信のはしに見ゆたり穿ち得て妙云ふへし彼れが無教育なる点に於て將彼れが堅固ある道心顯著なる徳行なき点に於て神

こはおろか生たる矢大臣にも當らぬあり吾人をして遠慮なく言はしめば蓋し彼れは尋常一般の肉食者流の徒輩に過ぎず再言すれば主神なく歴史なく更に聖經をも有せざる教會にこりてはかくてはあらぬ天理劇中の一役者たるに過ぎざるなり所謂天理一流の道具たるに過ぎざるなり然れども彼れは實に二萬の教師三百萬の信者より生神様ごして禮拜を受納しつゝあるなりナント世の中は妙なるものにあらずや

第六章 教へ方と信者製造方法

このごころやまごのじばのかみがたごゆふていれごもごしらぬきよたくばたづねくるから申てきかすよろづいさいのもごなるを。このもごをくわしくきいたとならばいかなものでもこいしなる

是は御神樂歌とか稱し彼れ天理教會にとりては六韜三略の虎の巻孫子吳子の兵法ごも云ふべき唯一の聖書このたびわかみがおもてへあらわれてなにかいさいをござよかすごて自ら神を以て任じたるおみき婆直

傳の神語なりと云へり豈噴飯の極にあらずや而して所謂よろずい  
 のもごを聞くべく日々やまごのじばの天理教本部に集る幾多の信徒  
 に向て彼れ等は何事をか説き聞かせ居るを曰くよきぢがあらば一れつ  
 にだれもほしいであるふがむむりにふせおわんであ。そごわめへ  
 く。のむねじだい。なんでもでんじがほしいからあたゑはなにほごい  
 るごでも。又曰くやじきはかみのでんじやでまいたるたねはみなはる  
 る。たねをまいたるそのかたはこゑをおかすにつくりこり云々と嗚呼  
 何ぞ其説く處の巧にして且つ現金的なるや一旦神の田地に蒔きたる種  
 子は皆生へ何の障碍もなく肥料を要せずしての作り取りごはナント結  
 構けだらけの次第にあらずやそんな田地あらば誰でも欲しいに極つて  
 居るあたゑはなにほごいるごでも…… 彼れは又更に説教して曰く人  
 はすべてを神より受くるものなれば又すべてを神に捧げ更に神よりす  
 べてを受けなければ眞の満足を得ることこの出来ぬものであると婉轉の

舌端蜜よりもうまし陥々たる天下常識に欠けたるもの幾何か夫れ相卒  
 ひて身を此甘言に投ぜざるべき宜なり財布の底を叩き祖先傳來の屋財  
 家財を賣拂ふて迄も所謂神の邸に種子を蒔かんごすることや斯くて八  
 丁四面の天理教本部は物の見事に出来上りたるなり  
 サテ又彼等が信者作製の方法として尤も多く慣用する手段如何にご尋  
 ぬるに彼等は出産期に向ひたる婦女若くは慢性の病者に向て説教する  
 ことこれなり神樂歌五下り目二ツふじぎなたすけはこのごころおひや  
 ほうそのゆるしたす此あるしを受たるものは些の苦痛かく産婆を要せ  
 ずして半紙一枚の上にも安々子を産み落すと云ふにあり出産は婦人の  
 大厄由來生死の分け目ご唱へ來れる様の次第なれば其効驗の有無は儲  
 置き皆甘んしてこのゆるしなるものを受けんごは努むるなりかくて一  
 且安産するを得ば之れ神護なり信心の徳なりと賞揚し安産の喜悅に満  
 たされ他を顧みる余地なき人の空虚に乗じ信者に引入るゝものあり但

し教家の妻君にも難産死に至るものあるを見受くれば此ゆるしもあるにはならぬものごしるべし今假りに彼等安産のゆるしある説教に服せざる婦人ありとせん彼等は怫然として怒り或は慄然として悲しみ初めは打てかわりし如く次第に地金を顯はすなり孱弱なる女性の而も神經鋭敏ある出産前に於て此の總てを見聞する誰れか不祥事となさゞらんやかくて其色漸く動くを見たる彼れは奇貨措くべしと直ちに色をやわらげ又更に喃喃々倦まず遂に自家藥籠中のものとなさゞれば已まざるなり昨三十四年の事なりし大和添上郡樺本町附近に病者あり家貧しからず同地は天理教會本部所在地とは程遠からざるを以て夙に彼れの聞く處ごかり擔任教師を遣はし説かして曰く病氣の根源は神意に反するにあれば私心慾心を捨て、神に事すれば病立ごころに平癒すべしと某之を信せし稍や久して某の家族等遂に之れに服し私慾を去るべきを誓ふ茲に於て教師は仕濟したりと心竊かによろこび翌日に至り

金百圓の寄附を勧誘す某の家族大に驚き之を謝絶せんとす教師大に怒りて曰く神に誓ひたる舌根未だ乾かざるに尙私慾を去ること能はずかのごとくば萬事休す神に誓はずば兎も角一旦ちかいを立て、之に背かば神罰靦面に來らんアナ恐ろしと疊を蹴て去らんとす某の家族等恐懼詮術を知らず言はれるまに、出金したり教師は若し病氣全快せずば返金すべき旨を約し天理教會本部の印章ある領收證を交附し數人の同類と共に今や死に瀕したる病者の苦呻に頓着なく怪しげなる手古舞を演奏し其の病三日の内平癒すべしと告げ置き立ち去りたり然るに某は其後間もなく昏睡の状態に陥り次で黄泉の客となりたるより一時寄附金引戻しにつき某の家族と天理教家との間に紛紜を生じたることあり當時廿七八新聞に於て二日に渉る大記事ありしを記臆せり吾人は全新聞の信用と價值とを極めずしかも右關係教師は全件につき其後其筋の取調を受け遂に處分を受くるに至りたれば強ち事實無根の風説に



あらざりしことを信せずんばあらず由來天理教家の爲す處多くは此類なり吾曹はかゝる教への道が宗教として公々然我日本に存在するかと思へば轉た一大長息を禁ずる能はざるなり

### 第七章 天理教と人命

以上の各章に於て天理教の一も信賴するに足らざること并に寧ろ多くの場合に於て世道人心に危害を及ぼし國の存立を危ふする所以を論じたり余は進で更に教法が如何に世を蠱毒し居るか證據を擧げて説明すべし本年二月十九日發行國益新聞七六號(三)は天理教會人を殺すこと云ふ見出しを置き左の如く報道したり

邪殺<sup>殺</sup>淫<sup>殺</sup>祠が愚夫愚婦を惑はし財を掠めて懷中を肥すは實に憎みても餘りあることにて已に蓮門教天理教が毒水を與へて患者を死に至らしめたるの醜態は今更珍らしからぬ事ながら爰にも又た愚夫愚婦の無邪氣なるに附け入り天輪王の尊の御利益を並へ立て毒藥を投じて

竟に嬰兒を夭死せしめたる犯罪者こそ現はれたれ小石川區柳町二十九番地飲食店日置國藏長男鶴次(三)と云へるが過般來病氣に罹り同町の井深醫師の治療を受け居るをば同區戸島町天理教會分教所山崎八十次と云へるが巧みに欺き子供が可愛と思ふたら醫者は廢止にして天理様の御利益を願ふより外なしと眞實しやかに説き立て遂に日置をして迷路に引き込み其後モルヒネ入の金米糖と御神水とを與へて遂に死亡せしめたるが云々

尙本年五月十二日萬朝報第三千百五號天理教信者の生命旦夕に迫ること題する記事を抄出せんに

京橋區長澤町廿六番地藤田甚兵衛(三)は平素金貸を營み傍ら界隈の家屋の差配をなし妻阿兼長男某次男某三男某の家内五人にて先づ有福に暮し居る者なるが昨年中甚兵衛は知人の勧めに任せて同區長崎町五番地の天理教會京橋支部長柴田吉之助(五)方へ出入し熱心なる

天理教信者となり家業には手も出ず助け給へや天理王尊と怪しき手付して躍り狂ふ有様に家内の者共大に心配して彼是意見をすれども當人々は馬耳東風益す家政を紊亂するばかりなれば殆んど困じ居たるに甚兵衛は去月二十五日より風邪に罹り續て肋膜炎となりたれども天理教々師の云ふがまゝ、決して醫藥を用ひず例の神水金米糖を服し馬鹿々々しき祈禱をするのみなれば病勢愈よつものみにて何の効もあらず一日と瘦せ衰ふるのみなれば家内の者も氣を揉みて醫師にかゝれと勸むれど甚兵衛は頑として聞入れず近頃は全教の信者等五六名宛甚兵衛の枕頭に坐り日夜詰切にて祈禱をなす騒ぎに家人の迷惑一と方ならず立退方を請求せし所家内不信者多きおる甚兵衛の病は癒らぬおと出鱈目の事を云ひ神様の御怒を解くには病人を教會に連れ行き充分に祈禱するより外なしとて甚兵衛を連行きかねまじき有様に妻子等は大に驚き漸く自宅に留め置きたる由なるが信者等

は今たに病人の枕頭にて祈禱するごとて跳廻り腐れ水おと飲ませ居る仕末なるより甚兵衛の生命も茲四五日にて終るべしとぞ人を迷はす邪教は憎むべく迷はさる愚者は實に憐むべきものあり

右は最近の出來事につき特に其一二を掲げたるに過ぎず若し仔細に此種の記事を擧ぐれば殆んど汗手充棟も啻ならざるなり或は云はん天理教は今や全國に三百萬の信徒を有す多數の信者中時に或る一二の異例ありたり如何を深く咎むるに足らんや幾多の宗教中何れか又た一二の特例なからんと然り或は時に偶發特生の珍事あるべし然れども天理教中前掲の如き事件は決して珍らしきことにあらず未だ多くの信者を有せざりし遠き以前即ち教祖みきの存生中より既に此種の出來事多々ありしにあらずや夫は天理教がいまだ教會として公認を受けざりし以前則明治十五年頃早くも泉州泉郡今の泉北郡豊中村に於て人を死に致したることあり當時本件に就ては頗る其筋の注意を惹き近來天輪王の命

と稱し之を信迎するもの公衆を會同して神の告げ杯と稱し妖怪異説を唱へ人を眩惑せしめ其弊の極まる處遂に人を殺すに至れり迄公言せしめたるにあらずや天理教が當初天輪教として教會組織を出願したるも其書類を却下せられ失敗したるは此弊の存する處を極めたるによる然れども時勢の變は彼れに與ふるに最大の僥倖を以てしたり彼の明治十九年大和を大阪府管轄より割て奈良縣を置かれたるが如きは彼等にこりては千歳の一遇とも稱すべく彼れは一旦却下せられたる書類を改竄補綴し天輪を天理と改め何喰はぬ顔して手續を踏み公認を受たるものあり偕天理教は前述の如く當初より多くの人を惑し甚だしきは人の生命をも奪ひ來りたるものにて直接間接に人を殺したるもの詳細に計出するときは實に驚くべき多數に上るならん其弊害の甚深廣大なる蓋し蓮門教に超する事萬々ならむ如何に信教自由の世の中なればこて去りては餘りに寛大に過ぎたる譯にあらずや

#### 第八章 天理教と金米糖

禁厭祈禱等の儀は神道諸宗共人民の請求に應じ從來傳法執行候は元より不苦筋に候處間には之れが爲め醫療を妨げ湯藥を止め候向も有之哉に相聞以外の外の事に候抑々教導職たるもの右等貴重の人命に關し衆庶の方向をも誤らせ候様の所業有之候ては朝旨に乖戾し政治の障礙と相成甚以不都合の次第に候條向後心得違の者無之様屹度取締可致此旨相違候事以上は神道諸宗管長に向て明治七年の六月教部省より達せられたる公文なり然るに天理教は、教當時より本文達を度外視して天理教信者は醫藥を要せざる旨を説き來れり近來世上の攻撃を受け表面丈醫士は必要あり病人は藥を飲まざるべからずと言做し門外漢を欺き居るも夫は眞に体裁を糺ふ迄にて事實は全く之れに反し純然たる醫藥不要主義を鼓吹し醫療を妨げ湯藥を止め朝旨に乖戾するのみならず貴重の人命に危害を與ふるも尙満足せず怪しげなる金米糖神水を與へて人を

殺しつゝありこは常に新聞紙上にて散見する處なり京都市に一度電鐵の敷設せらるゝや行人往々誤て之に觸る世人電鐵を指して京都の殺人機を呼べり此筆法を以て天理教に向はゞ如何則ち日本の毒殺的宗教なりと評するを得ん聞く天理教會の金米糖につき全國各府縣に於て分拆せしめたるに技術者の試験成績は恐るべき毒藥モルヒネの反應を認めたりと云ふもの最大多數なりしこ而して天理教家は金米糖にはけし粒のつゝまれありけし粒はモルヒネの原料と聞けば或は試験の結果モルヒネの反應なしとも限られず等と濟し居るものあれども各府縣に於ける分拆の結果はかゝる少量の含有にあらざりしよし豈寒心の至りにあらずや夫れかあらぬか兵庫縣に於ては昨三十四年突然左の縣令を公布し次て天理教の金米糖に向て其施與を禁止したり兵庫縣が斯かる英斷を施したるは時局に處し公安保護の措置尤も宜きを得たるものにて同縣民の爲め祝意を表せざるを得ず試に其縣令告示を左に記載せん

兵庫縣令第七十號

各教宗派所屬說教所に於て授與する物品の制限に關する件左の通定む

明治三十四年八月三十日

兵庫縣知事 服部一三

第一條 公安上必要と認むるときは各教宗派所屬說教所に於て信徒其他の者に物品を受與することを禁ずることあるべし  
前項の說教所及物品の名稱は之を告示す  
第二條 前條により禁止したる物品を授與したるものは拘留又は科料に處す

兵庫縣告示第三百三十號

本年(八月)本縣令第七十號第一條に依り信徒其他の者に授與する事を禁ずる說教所及物品名稱左の如し

明治三十四年九月二十日

兵庫縣知事 服部一三

一加西郡北條町の内北條町神道天理教會に於て授與する金米糖

一加西郡下里村の内王子村南加布教事務取扱所に於て授與する金米糖

糖

一加西郡多加野村の内和泉村多加野出張所に於て授與する金米糖

一加西郡九會村の内繁昌村九會布教事務取扱所に於て授與する半紙

○

兵庫縣告示第三百五十八號

本年(八月)縣令第七十號第一條に依り信徒其他のものに授與することを禁する説教所及物品の名稱左の如し

明治三十四年十月十日

兵庫縣知事 服部一三

一印南郡平莊村の内上原村原安布教事務取扱所に於て授與する金米糖

一武庫郡魚崎村の内魚崎村神道天理教會支教會所に於て授與する金米糖及餅

一神戸市上橋通三丁目湊川布教所に於て授與する金米糖

以上

吾人は天理教の機關紙道の友の廣告に於て商賣人が天理教本部御用達として内務省大阪衛生試験所の試験したる金米糖の分拆表を掲げあるを見たり如何にも吾人は御用商人が爲にする處ありて特に試験を受ける爲め差出たる金米糖に毒藥ありとは思はず然れども責任ある官廳が特に公文を以て之が授與を禁するが如きに至りては確乎たる理由の存するものにて鄭重に鄭重をかさね再三再四熟考を費し調査を積み能く能くの弊害を認めざれば之れを發表せざるものたるを信ずるが故に其禁止されたる金米糖の如何に危険なるかをも深く信ぜざるを得ざるなり  
噶此縣令告示噶新聞の風評吾人の聞込たる各府縣の試験毒藥モルヒ子

……金米糖……天理教……天理教徒の死……吁日本の毒殺的宗教……觀じ  
來れば吾曹は腋下に冷汗の暈出するかを疑ふ

第九章 天理教の寄進物

天理教會が以上の罪惡を忍んでも其非行を遂行する所以のもの他なし  
心利已に存すればなり彼れが立教後僅々十五年間に二萬の教師を養ひ  
贅を盡して喰仲はしたる身代は最近の調に於て七十萬圓の上に上るこ  
聞けり若し全國に跨る彼れの支教會分教所等につき仔細に財産目錄を  
作らば其數蓋し百萬以上に上る事遠かるべし豈驚くべき巨額にあらず  
や本來より之を云へば此身代は信徒の寄附に出たるものなれば之を一  
二の彼れ頭領株の私有と爲すこと能はざる性質を有する論を俟たず然  
れども天理教會はいまだ財團法人となり居らざるを以て信者が祖先傳  
來の家倉屋敷を迄も賣飛して所謂神の田地に善根の種子を下すべく運  
ばれたる代價は神のものとならずして方角違ひなる一二頭領株の懷中

を肥す迄に止まり畢るなりまた彼等天理教家は道具類より又田地畑  
等よりは現金を愛するが故に信者が精神を籠めて寄附したる山海の珍  
寶道具類畑畑等は二束三文にて内密に古物商或は其他の手に賣こかさ  
れ又は抵當典賣せらるゝなり總じて金品の寄附ありたる時は寄附に盡  
力したる教師等は一割乃至二三割の口錢を貰ふことゝあり居るを以て  
教師等は此口錢を得んことする慾望火よりも熱くさては有る丈の智慧を  
搾りて此募集に力を盡すあり此の如き實況か寄附したる信者側に知れ  
渡りたらば信者には如何なる感戴を與ふべき歟淨玻璃に懸けて一見さ  
せたきものありさて以上何十萬と云へる現金は如何に處分せられ居る  
やと繹ぬるにこれは至極内證にて京阪の紳士縉商の手に貸付けられて  
絶へず運轉せられ年々何程かの利足を産み居るとの話事固より秘密中  
になされあることとて其筋の所得税調査にも洩れつゝありこそ何處迄  
抜け目なきことなるや底の知れぬ事と云ふべし如何に信教自由の世の

中かればとて利己の爲宗法を賣り法を賣り神を賣り剽へに國民をも賣らんこす彼れの罪惡數へ來れば悲憤の至に耐へず彼の神樂歌にかみのまへにはよくはないと云ふ文句ありこれは怨の前には神はかいと云へる方寧ろ實際に近きが如し然り怨前神なしとすればこそあらゆる罪惡を犯し人を誤り朝旨に乖戾し政治の障礙となるにも頓着せず尙有名なる金米糖神水等を與へ人を殺すも意に介せざるものなり豈恐るべき大邪教にあらざるや我憲法第二十八條は安寧秩序を害せざる限度に於て信教の自由を保證せられたるものなれば公安に害ある教法は素より憲法の擁護すべき限にあらざる去れば天理教の如き實質上世道人心を善化する資格なく實害百出殆んど停止する處なきものに在りては速に之れが布教を停止し之が存在を非認するにあらざるば國家の前途に於て蓋し大なる危害を生ずるに至るべし恐れても亦懼るべき次第にあらざりや或は曰天理教は今や我國の宗教界に於て一大勢力たらんとす故に其弊害

を矯正し得べくんば矯正すべきのみと吾人も亦爾く思はざるにあらず然れども天理教は到底改造する事能はざるべし何とあれば若し其多くの欠点を補ひ其多くの弊害を矯正せんこせば天理教固有の本分を抹殺し其生命を危ふするものなればなり

# 第一編 畢

# 出版豫告

淨玻璃にて見たる天理教第二編目次

- 天一 伏魔殿
- 理二 醫士深夜の出入
- 教三 所謂神勅の本
- 七四 本跡の位置争ひ
- 不其五 學者有力家の後押
- 思其六 信者と寄附
- 議其七 天理教の生存

以上

右近々上梓の筈

明治三十五年七月

發行所

明治三十五年七月二十日印刷  
明治三十五年七月廿五日發行

定價金拾錢

奈良縣生駒郡々山町大字今井七番地

著作兼發行者 永田三策

大阪市南區邊町通四丁目二十七番邸

印刷者 雜賀鹿太郎



